

御代田町景観計画策定等支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、御代田町景観計画策定等支援業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務目的

御代田町は、良好な景観を守り、より主体的な景観づくりを推進するため、景観法に基づく景観行政団体への移行を目指している。これに向けて本業務は、当町の景観に関する基礎的な調査やアンケート、ワークショップを行い、地域の景観の特性を把握するとともに当町における景観づくりの課題や方向性を整理して、御代田町景観計画（仮称）及びその運用に必要な御代田町景観条例（仮称）等の案の作成並びにこれらの案の検討に必要な一連のプロセスを支援することを目的とする。

3 業務概要

(1) 業務名

御代田町景観計画策定等支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「御代田町景観計画策定等支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
なお、仕様書内で規定された業務の内容は、本業務の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月25日（水）まで

※債務負担行為に基づく複数年（令和6年度・7年度の2か年）契約とする。

(4) 提案上限額

13,222,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※上記の金額は、令和6年度から令和7年度までの2年分の合計であり、各年度の内訳は以下のとおりである。

・令和6年度 6,754,000円

・令和7年度 6,468,000円

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項を全て満たすこと。

- (1) 企画提案書等の受付期限までに「御代田町入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- (2) 御代田町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 条）に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (8) 平成 31・令和元年度から令和 5 年度の間、地方公共団体からの発注によって景観又は都市計画に関する計画策定支援業務を受託し、完了した実績があること。
- (9) 「プライバシーマーク」又は「ISMS (ISO/IEC27001)」の認証、もしくはそれらに準じた社内管理体制を構築している者であること。

5 スケジュール

内 容	日 程
(1) 公告開始日	令和 6 年 7 月 10 日（水）
(2) 質問書の受付期間	令和 6 年 7 月 10 日（水） から 令和 6 年 7 月 16 日（火） まで
(3) 質問に対する回答期限	令和 6 年 7 月 19 日（金）
(4) 参加表明書の提出期限	令和 6 年 7 月 26 日（金）
(5) 技術提案書等の受付期限	令和 6 年 8 月 19 日（月）
(6) プレゼンテーション審査	令和 6 年 8 月 26 日（月）
(7) 結果通知	令和 6 年 8 月 30 日（金）
(8) 契約締結	令和 6 年 9 月上旬

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更する場合がある。

6 公告

- (1) 公告開始日
令和 6 年 7 月 10 日（水）
- (2) 公告方法
町ホームページへの掲載
URL <https://www.town.miyota.nagano.jp>

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

- (1) 受付期間

令和6年7月10日（水）から令和6年7月16日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式9）に質問内容を記載し、「18 書類提出及び連絡先」宛に電子メールにて提出すること。電子メールの件名は「御代田町景観計画策定等支援業務委託に関する質問（事業者名）」とし、本文中に担当者名及び連絡先等を明記すること。

※電子メール送信後、確認のため、併せて電話による連絡を行うこと。

(3) 回答方法

提出された質問への回答は、質問者の名前を伏せた質問回答書を随時、町ホームページに掲載する。最終回答は、令和6年7月19日（金）までとする。

8 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する者は、令和6年7月26日（金）午後5時までに、参加表明書（様式1）を提出するものとする。

(1) 受付期限

令和6年7月26日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

参加表明書（様式1）に必要事項を記入の上、電子メール又は建設水道課窓口へ提出すること（郵送可）。

なお、電子メール送信後は、未受信防止のため必ず電話し、着信を確認すること。

(3) 提出先

18 書類提出及び連絡先に同じ。

9 技術提案書の提出

(1) 受付期限

令和6年8月19日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

技術提案書は、持参もしくは郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は令和6年8月19日（月）午後5時必着とする。

(3) 提出部数

①正本 1部（社名等を表記すること。）

②副本 5部（社名等の提案事業者が特定できる記載は全て削除すること。）

③CD-R 又は DVD-R 1枚（技術提案書のみ（社名等の表記なし））

(4) 提出先

18 書類提出及び連絡先に同じ。

(5) 技術提案書作成書類

提出書類	注意事項
技術提案書表紙（様式2） A4判1枚	
会社概要書（様式3） A4判1枚	会社概要、登録状況、有資格者を記載
業務実施体制（様式4） A4判1枚	本業務の管理技術者、照査技術者、担当技術者を定めて実施体制を記載
同種・類似業務実績（様式5） A4判1枚	同種：景観計画策定業務 類似：景観関連業務または都市計画関連業務
業務実施方針（様式6） A4判5枚以内	本業務への取組方針や手法等を簡潔に記載すること。
提案書（様式7） A4判5枚以内	①景観計画策定の方向性について 御代田町の景観特性を踏まえ、計画策定の方向性を示すこと。
業務工程表（様式任意） A4判1枚	業務期間内のスケジュールを作成
見積書（様式10） A4判	本業務委託料の範囲内とし、合計金額のほか積算内訳も提出する。
添付書類	①建設コンサルタント登録を証明できるものの写し ②業務実施体制で記載した技術者の資格証明書及び雇用の証明書の写し ③同種・類似業務の実績を証明できる契約書及び仕様書の写し ④添付書類は別冊とし1部提出すること。
その他	①書類の文字サイズは10ポイント以上とする。 ②技術提案書は、A4判縦左側ホチキス2箇所止めとする。

10 プレゼンテーション審査

- (1) 日時会場 令和6年8月26日（月）を予定（詳細な別途通知する）
- (2) 場所 御代田町役場 大会議室
- (3) 持ち時間 各社40分以内（プレゼンテーション25分以内、質疑応答15分以内）
※プレゼンテーションは提出された企画提案書の内容と同様のものとし非公開とする。
- (4) 内容 技術提案書の説明
- (5) その他
 - ①資料は事前提出した資料に限り、追加は認めない。
 - ②出席者は3名までとする。

- ③順番は企画提案書の提出順とする。
- ④電源、スクリーン及びプロジェクターは本町で準備するが、パソコン、ケーブル類、その他の必要な機器は技術提案者で準備すること。
- ⑤特別な理由がなく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

11 評価項目

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
会社の体制、経験、配置予定技術者の状況	業務体制が十分であり、円滑な調整、打合せが可能であるか	建設コンサルタント登録状況： 都市計画及び地方計画部門（10）	10
	技術者の資格、専門分野の内容	【管理技術者】技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）（5）、技術士（建設部門：都市及び地方計画）（3）、RCCM（都市計画及び地方計画）（1） 【照査技術者】技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）（5）、技術士（建設部門：都市及び地方計画）（3）、RCCM（都市計画及び地方計画）（1） 【担当技術者（1名のみ評価）】技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）（5）、技術士（建設部門：都市及び地方計画）（3）、RCCM（都市計画及び地方計画）（1）	15
	景観計画策定実績の有無	業務実績と内容	5
業務実施方針	業務理解度、業務の進め方	本業務への取組方針や手法等が簡潔である	15
提案書評価	景観計画策定の方向性	御代田町の景観特性を踏まえた計画策定の方向性が示されている	30
ヒアリング評価	プレゼンテーションの内容及び質疑応答に対する対応	業務内容や提案したテーマに対する説明が明確で、取組み意欲が強く感じられる	15
工程管理	業務工程計画	工程の妥当性	10
価格評価	見積価格	提案内容に対して適正か	数値化しない
合計			100

12 業務委託候補者の選定

(1) 業務委託候補者の選定方法

審査員による審査結果を踏まえ、本業務を受託するにふさわしい適切な者を業務委託候補者として選定する。「11 評価採点基準及び配点表」に基づき評価、採点し、その結果の最も高かった者を業務委託候補者として選定する。

(2) 企画提案者が1者又はない場合の取り扱い

企画提案者が1者の場合も審査を行い、業務が適切に実施できると判断される場合は、業務委託候補者として選定する。なお、業務が適切に実施できないと判断される場合又は技術提案者がいない場合は、再度、技術提案者を募集する。

(3) 業務委託候補者の選定、結果の通知及び公表

- ①全ての技術提案者に対し審査結果を令和6年8月30日（金）付で文書にて通知する。
- ②審査・選定・選定結果に対する質問及び異議申し立てには応じないものとする。

13 契約の締結

業務委託候補者として選定した者と町が協議し、業務委託に係る仕様を確定させた上で、町はあらためて見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

14 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ただし、御代田町がやむを得ない事情があると認められた場合は、この限りではない。

- (1)「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 見積書の金額が、2年間の総額又は各年度の内訳額のいずれかについて、提案上限額を超えている場合
- (6) その他、著しく信義に反する行為があった場合

15 辞退

参加申し込み後に本プロポーザルを辞退する場合には、速やかに参加辞退届（様式8）を提出すること。町が参加辞退届を受理した時点で、参加資格を失うものとする。

参加辞退届の提出にあたっては、事前に「18 書類提出及び連絡先」に電話にて連絡のうえ、持参又は郵送により提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

16 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止

または取り消す場合がある。

17 その他

- (1) 本実施要領に定める条件等に同意の上、参加すること。
- (2) 本プロポーザルに関する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。
- (4) 提案された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 技術提案書等の提出後、補足資料の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類等に記載された個人情報、本プロポーザル審査に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しない。
- (7) 提出書類等は、公開しない。ただし、本プロポーザル審査に係る情報公開請求があった場合には、参加者の承諾を得ずに提出書類等を公開することができる。この場合、当該法人または本業務を含む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、除くものとする。
- (8) 提案者は、技術提案書の提出をもって本実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (9) 提案者は、「プライバシーマーク」又は「ISMS (ISO/IEC27001)」の承認の写し、もしくはそれらに準じた社内管理体制の届出書（任意様式）を技術提案書の提出までに提出するものとする。

18 書類提出及び連絡先

御代田町役場 建設水道課 都市計画係 (役場2階 10番窓口)

住 所：389-0292

長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1794 番地 6

電 話：0 2 6 7 - 3 2 - 3 1 2 9 (直通)

F A X：0 2 6 7 - 3 1 - 1 7 1 1

E-mail：tokei@town.miyota.nagano.jp